

都道府県医療介護連携調整実証事業のアドバイザー組織

設置要綱

1 目的

在宅医療介護連携の推進に取り組む都道府県に対し、退院調整ルール策定等の技術的支援を行うにあたり、以下のとおりアドバイザー組織を設置する。

2 アドバイザー組織の構成員

アドバイザー組織は、二次医療圏における在宅医療介護連携の実践経験を有する「国アドバイザー」及び「都道府県アドバイザー」（以下、「アドバイザー」という。）により構成する。

・国アドバイザー

各県に対し、二次医療圏における在宅医療介護連携の実践経験を活かした具体的な技術支援を行う。

・都道府県アドバイザー

1 都道府県を担当し、国アドバイザーとともに都道府県および市町村が在宅医療介護連携を実践する中で抱える課題等に対する日常的な相談・支援を行う。

3 検討事項

- (1) 入院から自宅退院への円滑な移行、および在宅医療介護連携の推進にあたり必要と考えられる連携のルール等を検討し、都道府県担当者支援のための手引きとしてまとめる。
- (2) 上記(1)の手引きを基盤とし、担当する都道府県担当者からの相談に対して個別に支援するとともに、アドバイザー間で課題を共有し、解決方針の検討を行う。
- (3) その他事業実施過程において検討が必要となった事項について検討を行う。

4 アドバイザー組織の運営等

- (1) アドバイザー組織の運営は、老健局老人保健課が行う。なお、運営事務の一部を民間に委託することができる。
- (2) 前号に定めるもののほか、本アドバイザー組織の運営に関する事項その他必要な事項については、本アドバイザー組織が定める。
- (3) アドバイザー会議は原則として、非公開とする。